

支援対象児童等見守り強化事業について



厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課虐待防止対策推進室

支援対象児童等見守り強化事業について

令和2年度第3次補正予算：36億円（児童虐待・DV対策等総合支援事業）

目的

- 新型コロナウイルス感染症の影響により、子どもの見守り機会が減少し、児童虐待のリスクが高まっていることから、市町村の要保護児童対策地域協議会が中核となって、子ども食堂や子どもに対する宅食等の支援を行う民間団体等も含めた様々な地域ネットワークを総動員し、支援ニーズの高い子ども等を見守り、必要な支援につなげることができる体制の強化を推進する必要がある。また、未就園児は、地域の目が届きにくく、子どもの状況を把握することが困難な場合もあることから、母子保健施策等の必要な支援につなげるための取組を強化する必要がある。
- そのため、要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども等の居宅を訪問するなどし、状況の把握や食事の提供、学習・生活指導支援等を通じた子どもの見守り体制を強化する「支援対象児童等見守り強化事業」について、安定的実施に向けて、引き続き財政支援を行う。

補助基準額

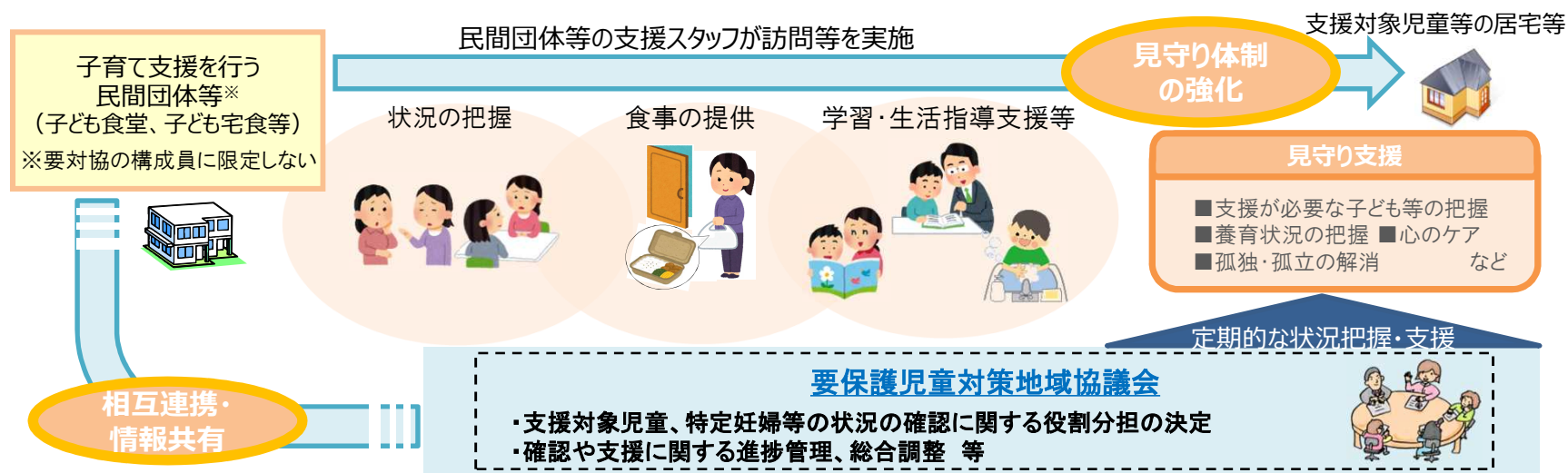
1か所当たり：9,723千円
※民間団体等の支援スタッフの人件費、訪問経費など事業実施に係る経費

補助率

国：10/10（定額）

実施主体

市町村（特別区含む）



事業実施状況（令和3年7月時点交付申請ベース）

北海道	札幌市	1	福井県	福井市	3	兵庫県	神戸市	4	長崎県	長崎市	1	
青森県	八戸市	1		大野市	1		尼崎市	6		佐世保市	1	
	五所川原市	1		勝山市	1		明石市	3		対馬市	1	
岩手県	盛岡市	17		あわら市	4	奈良県	奈良市	4		壱岐市	1	
宮城県	仙台市	2		越前市	4		平群町	1		雲仙市	1	
	涌谷町	1		坂井市	1		吉野町	1		長与町	5	
秋田県	秋田市	5		永平寺町	1	和歌山県	和歌山市	1		波佐見町	1	
茨城県	土浦市	1	長野県	富士見町	1		御坊市	1		新上五島町	1	
	常総市	1	岐阜県	岐阜市	3	鳥取県	米子市	4	大分県	中津市	1	
	つくばみらい市	1		各務原市	1	岡山県	笠岡市	1		杵築市	3	
栃木県	宇都宮市	2	静岡県	浜松市	1		総社市	4		豊後大野市	1	
	小山市	1		藤枝市	2	広島県	福山市	1	宮崎県	宮崎市	1	
群馬県	前橋市	1	三重県	四日市市	3		大竹市	3		都城市	1	
埼玉県	鴻巣市	1		桑名市	1	山口県	宇部市	1		延岡市	1	
	三郷市	1		名張市	2		山口市	2		日南市	1	
	吉川市	2		明和町	1	徳島県	徳島市	3		えびの市	1	
	宮代町	2	滋賀県	大津市	2	愛媛県	宇和島市	1		三股町	1	
千葉県	市原市	1		甲賀市	1	高知県	高知市	1	鹿児島県	鹿児島市	1	
東京都	文京区	1	京都府	京都市	12		本山町	1		錦江町	1	
	中野区	1		宇治市	1	福岡県	福岡市	3	沖縄県	嘉手納町	1	
	豊島区	1		亀岡市	4		久留米市	4		与那原町	1	
	足立区	1		向日市	2		古賀市	1				
	三鷹市	1		長岡京市	1		岡垣町	1				
	府中市	1	大阪府	大阪市	22	佐賀県	唐津市	14				
	町田市	1		高槻市	2		伊万里市	1				
神奈川県	鎌倉市	1		松原市	2							
新潟県	阿賀町	1		大東市	1							
石川県	金沢市	4		箕面市	1							

39都道府県 102市区町 230か所

質問1

要保護児童対策協議会の構成員の民間団体でなければ事業は実施できない？

質問2

本事業の対象は、要対協に登録されている支援対象児童だけなのではないか？

質問3

自治体「NPOの取り組みを行政が関与した形で新しく事業を作るのは難しい。。」

質問4

本事業に必要な備品(机、椅子、冷蔵庫等)を購入することは可能か。

質問1

要保護児童対策協議会の構成員の民間団体でなければ事業は実施できない？

答

本事業の実施者である民間団体等は、必ずしも要保護児童対策地域協議会の構成員に限定されるものではありません。

「支援対象児童等見守り強化事業の活用促進について(依頼)」

(令和3年7月1日付 子家発0701第2号 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知)

質問2

本事業の対象は、要対協に登録されている支援対象児童だけなのではないか？

答

本事業の対象は、「要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子ども等」であり、これは要保護児童対策地域協議会の支援対象児童等として登録されている子どもだけではなく、地域社会から孤立しがちな子育て家庭や妊娠や子育てに不安感を持つ家庭等の子どもや妊婦も含まれます。

「支援対象児童等見守り強化事業の活用促進について(依頼)」

(令和3年7月1日付 子家発0701第2号 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知)

質問3

自治体「NPOの取り組みを行政が関与した形で新しく事業を作るのは難しい。。」

答

- 1 各市区町村と個別の民間団体等の関係については、国として状況を承知してはおりませんので、各市町村の実情に応じた事業実施を検討して頂ければと考えておりますが、公募による事業者の選定が難しいということであれば、各市区町村の社会福祉協議会に相談するというところもあろうと考えられます。
- 2 なお、厚生労働省としては、市町村子ども家庭支援指針(ガイドライン)において、児童虐待防止の取組に当たって、日頃から子育て支援を行う民間団体等との連携の推進をお願いしているところです。

「支援対象児童等見守り強化事業の活用促進について(依頼)」

(令和3年7月1日付 子家発0701第2号 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知)

質問4

本事業に必要な備品(机、椅子、冷蔵庫等)を購入することは可能か。

答

本事業の交付要綱5(4)の規定及び各自治体が定める備品購入に係る諸規定に基づき、備品の購入をしていただいで差し支えない。

「支援対象児童等見守り強化学業の活用促進について(依頼)」

(令和3年7月1日付 子家発0701第2号 厚生労働省子ども家庭局家庭福祉課長通知)

経済財政運営と改革の基本方針2021について (令和3年6月18日閣議決定) (抄)

第2章 次なる時代をリードする新たな成長の源泉～4つの原動力と基盤づくり～

4. 少子化の克服、子供を産み育てやすい社会の実現

(2) 未来を担う子供の安心の確保のための環境づくり・児童虐待対策

(略)

児童虐待防止対策について、児童福祉法等改正法附則に基づき、子供の支援に携わる者の資質の向上に向けた資格の在り方、司法関与の強化も含めた一時保護の適正手続の確保、子供の権利擁護、積極的な取組を評価するなど実効性のある里親支援等の在り方の検討を含む家庭養育優先原則の徹底、措置解除者に対する支援の在り方等について、検討に基づき必要な措置を講ずる。児童の健全育成推進や虐待予防の観点から、支援を要する子育て世帯に支援が行き渡るよう、未就園児の効果的な把握や母子保健と児童福祉のマネジメント体制の再整理、市町村、児童家庭支援センターなどによる在宅支援の推進などについて検討し、所要の措置を講ずるとともに、児童相談所を含めた子供や家庭の支援体制を充実強化する。

子供の貧困の解消を目指し、**子ども食堂・子ども宅食・フードバンクへの支援、地域における居場所づくり、見守り支援等を推進する。**また、学校給食などあらゆる場や機会に応じた食育の充実を図る。

子供にわいせつ行為を行った教員に対する措置について、教育職員等による児童生徒性暴力等の防止等に関する法律に基づく取組を着実に進める。さらに、保育士における同様の対応のほか、教育・保育施設等や子供が活動する場で、有償、無償を問わず職に就こうとする者から子供を守ることができる仕組みの構築等について検討し、子供をわいせつ行為から守る環境整備を進めるなど、海外の先進事例を踏まえ、子供の安心の確保のための様々な課題について検討する。